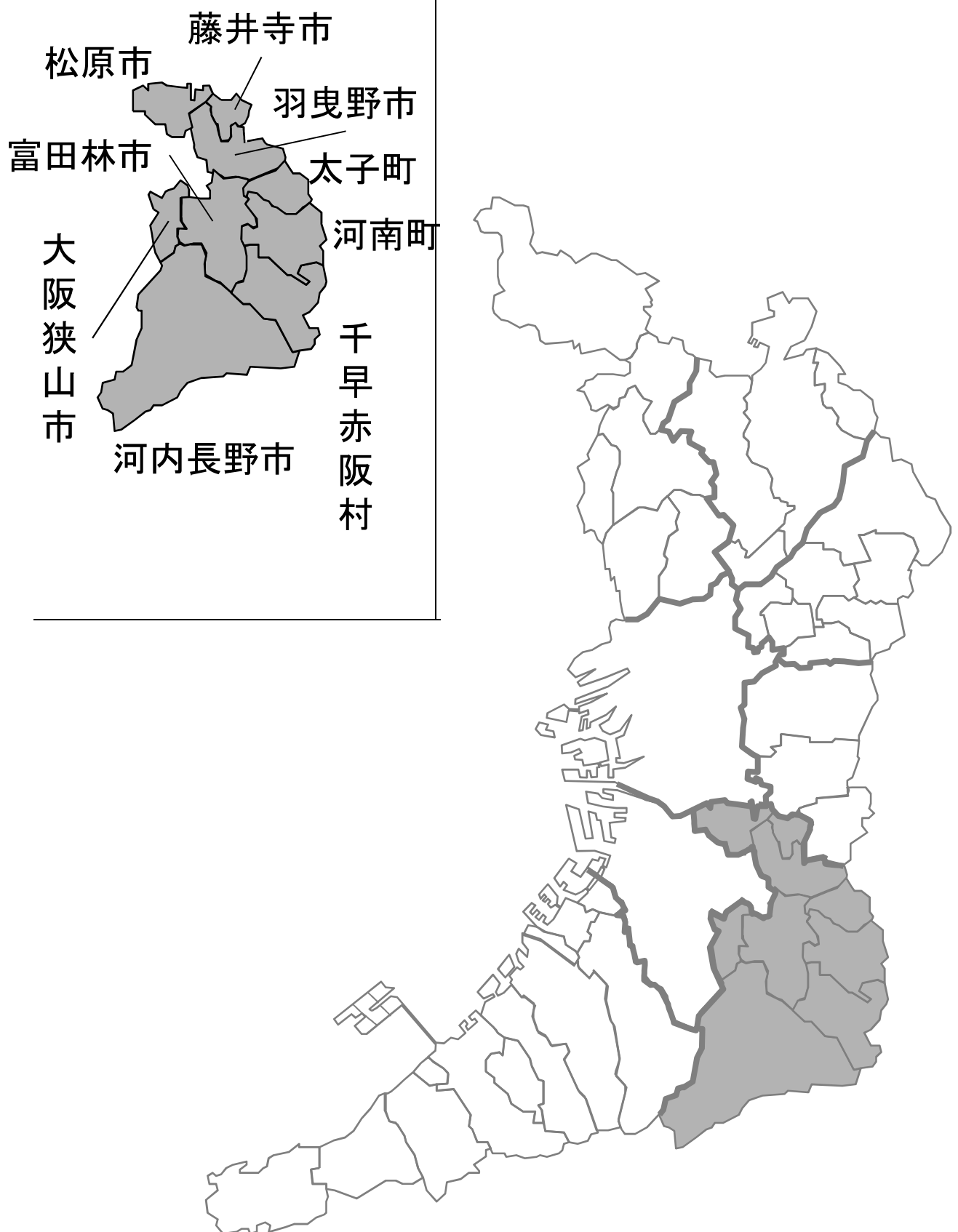


5. 南河内医療圏



(1) 南河内医療圏におけるがんの保健医療体制	1
(2) 南河内医療圏における脳卒中の保健医療体制	6
(3) 南河内医療圏における急性心筋梗塞の保健医療体制	10
(4) 南河内医療圏における糖尿病の保健医療体制	13
(5) 南河内医療圏における救急医療体制	17
(6) 南河内医療圏における周産期医療体制	20
(7) 南河内医療圏における小児救急を含む小児医療体制	24
(8) 南河内医療圏における在宅医療体制	27

本計画において、5疾病4事業および在宅医療のうち上記8項目については、二次医療圏における医療提供体制等について圏域版として作成した。精神医療及び災害医療は大阪府をひとつの圏域としたため、府全体の状況を府域版に記載した。